

北海道新幹線開業戦略推進会議設置要綱

(名称)

第1条 この会は、北海道新幹線開業戦略推進会議（以下「戦略会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 戦略会議は、北海道新幹線の開業効果を最大限に高めるとともに、全道各地に広く波及・拡大させるための取組をオール北海道で推進し、本道経済及び地域の活性化に資することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 戦略会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 開業効果を最大限に高めるための取組の推進に関すること。
- (2) 開業効果を全道各地に波及・拡大させるための取組の推進に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 戦略会議は、第2条の目的に賛同する団体・機関等（以下「構成団体」という。）の代表者をもって構成し、別表のとおりとする。

(役員)

第5条 戦略会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、北海道知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する者とし、別表のとおりとする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 戦略会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、第4条の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。
- 3 構成員は、用務の都合等やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(幹事会)

第7条 戦略会議を円滑に運営するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、会長が指名する構成団体から推薦される者をもって構成する。
- 3 幹事会には、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 幹事会は、会長の指名する座長が招集する。

(専門部会)

第8条 第3条の所掌事項について、専門的な事項の協議等を行うため、専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、会長が指名する構成団体から推薦される者をもって構成する。
- 3 専門部会には、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 専門部会は、会長の指名する座長が招集する。

(事務局)

第9条 戦略会議の事務局は、北海道総合政策部交通政策局新幹線推進室に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成25年3月27日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年10月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年2月4日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年8月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。